

日退教 事務局だより

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

14-4

2014年12月9日(FAX送信)

完全勝訴 「大阪市教組教研会場使用不許可訴訟」

- ・ 条例 12 条は憲法 28 条に違反
- ・ 校長の違法性・過失も認める
- ・ 大阪市に損害賠償を命じる

大阪地方裁判所は、11月26日、「大阪市教組教研会場使用不許可訴訟」について、2年に及ぶ審理を経て、大阪市教組完全勝訴の判決を言い渡しました。

判決は、教研集会の意義・重要性を認め、大阪市労使関係条例の違憲性・違法性を断罪しました。条例 12 条について、違法な処分を適法化するために適用するのは「職員団体の団結権等を違法に侵害するものとして憲法 28 条に違反して無効」と断じた上で、本件不許可処分が違法であると明確に認定しました。

また、不許可処分を行った両校長についても、「慎重な検討を行うべき職務上の注意義務があった」と違法性及び過失を認めました。

画期的な判決を勝ちとった大阪市教組は、地裁判決の傍聴行動後、近くの弁護士会館で報告集会を開催しました。

大阪教組一ノ瀬中央執行委員長から冒頭、勝訴報告をした上で、弁護団や日教組、府内各単組・退職者会等のこの間のとりくみ、支援・協力に感謝の意が表明されました。



声明を読み上げる稲田市教組委員長

大阪市教組教研会場使用不許可訴訟

大阪市教職員組合が教研集会（2012年・2013年）のために学校施設の使用申請をしたところ、その申請が条例 12 条を理由に不許可とされたことに対して裁判を起こした。

大阪市労使関係に関する条例 12 条

労働組合等の組合活動に関する便宜の供与は、行わないものとする。

弁護団からは、判決内容の解説があり、「完全勝利」、「いい結果が出た」、「内容的に高く評価ができる」等の勝訴報告に、集会に参加した組合員・支援者の万雷の拍手で勝利を確認しました。

報告集会では、稲田大阪市教組執行委員長、小西日教組中央執行副委員長の言葉とこれからのとりくみに向けた決意表明があり、日退教からは代表して山森正副会長が挨拶と激励を送りました。教研集会の従来通りの学校開催や条例の廃止を求めていくことを参加者一同で確認し、集会を終えました。（裏面続く）

日退教からは、山森副会長はじめ、吉田近プロ事務局長、滋賀、京都、奈良各単会の会員、地元大阪府退教の多くの方々が報告集会に参加し、勝利判決を確認しあいました。

判決に対する声明

2014年11月26日

大阪市教職員組合 執行委員長 稲田幸良

本日、大阪市教職員組合が大阪地裁に提訴していた「教研会場使用不許可訴訟」に対する判決が下されました。判決は、教育研究集会の重要性を認め、大阪市労使関係条例の違憲性・違法性を断罪しました。判決は、現場教職員の思いを十分に受け止めたものであり、高く評価するものです。

まず、不許可処分以降、日夜奮闘していただいた弁護団の皆さん、そして「日教組事件」として裁判闘争を支援して頂いた全国の日教組の仲間たち、大阪教組の組合員の皆さんに、大阪市教組組合員を代表し、厚くお礼と感謝を申し上げます。

大阪市教職員組合は、裁判を通じて、教育研究集会が私たち現場教職員にとっていかに大切か、また学校での開催の重要性を訴えてきました。教職員は、子どもたちを信じて、日々の実践を反省・検証し、次にどう活かすのか実践に反映するのかを考えています。その実践に対する反省と課題を出し合い、参加者からの意見を受け、明日への希望や元気をもらう場が教研集会です。多くの組合員が今の自分に満足することなく、教職員としてさらに実践力を高めるために教研集会に参加しています。そして、教職員と子どもたちがともに「学びあう」ことを通じて、成長し続ける場が学校・教室であり、だからこそ学校での開催が重要なのです。

教職員自らが、子どもに寄り添った感性や教育技術を磨く教研集会が、大阪市労使関係条例を唯一の根拠に学校で開催できなくなりました。労働組合というだけで、憲法や関係法令で保障された権利を奪われたことは、痛恨の極みでした。

大阪市は、今回の判決を真摯に受け止め、労働組合に対する理不尽な対応を改め、健全で適切な労使関係の構築を図るべきです。そして、大阪市が一刻も早く、従来どおり教研集会の学校での開催を認めることを強く求めます。

なお、大阪市は12月8日、この判決を不服として大阪高裁に控訴しました。日退教は引き続き府退教の皆さんとともにたたかいを支援していきます。